（電磁的記録の備置きに関する特則）

第二百五十六条　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一・二　（略）

三　法第三十一条の九第十項

四　（略）

（医療法施行規則の一部改正）

第二条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章　（略）	第一章～第四章　（略）
第五章　医療法人	第五章　医療法人
第一節・第二節　（略）	第一節・第二節　（略）
第三節　機関	第三節　機関
第一款・第二款　（略）	第一款・第二款　（略）
第三款　役員等（第三十一条の四の三―第三十二条の四の二）	第三款　役員等（第三十一条の四の三―第三十二条の四）
第四節～第九節　（略）	第四節～第九節　（略）
第六章・第七章　（略）	第六章・第七章　（略）
附則	附則
（理事会の議事録）	（理事会の議事録）
第三十一条の五の四　（略）	**第三十一条の五の四**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。	3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要	五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　法第四十九条の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十八条の二第四項	（新設）
六・七　（略）	六・七　（略）
4　（略）	4　（略）
（法第四十九条の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十八条の三第一項の厚生労働省令で定めるもの）	（新設）
第三十二条の四の二　法第四十九条の四において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十八条の三第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。	
一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する社団たる医療法人及び財団たる医療法人を含む保険契約であつて、当該社団たる医療法人及び財団たる医療法人がその業務に関連し第	

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第二百五十六条　次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一・二　（略）

三　法第三十一条の七第十項

四　（略）